

## 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

## 1 概要

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、久喜市国民健康保険税条例で定める均等割額軽減世帯の所得基準の金額を引き上げる予定であります。

本条例においては、令和6年4月1日施行予定であることから、「久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、専決処分を予定しております。

また、久喜市市議会にも令和6年5月予定の招集会議にて「専決処分の報告について（久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を予定するものです。

「令和6年度税制改正資料について」より（埼玉県財政部市町村課：令和6年2月）

○国民健康保険税に係る所要の見直し

5割及び2割の減額対象となる世帯の所得の基準となる金額等の引き上げを行う。

※5割減額の所得の基準となる金額に係る被保険者等の数に乘すべき金額を現行29万円から29万5千円に引き上げる

2割減額の所得の基準となる金額に係る被保険者等の数に乘すべき金額を現行53万5千円から54万5千円に引き上げる

## 2 軽減判定基準額の求め方

○ 7割軽減基準額 = 43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下

○ 5割軽減基準額 = 43万 + (29.5 ~~29~~万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数))

+ 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下

○ 2割軽減基準額 = 43万 + (54.5 ~~53.5~~万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数))

+ 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下

※加入者が（75歳になるなどして）後期高齢者医療制度へ移行した場合、世帯に異動がない限り、後期高齢者医療制度へ移行した方（特定同一世帯所属者）も加入者に含めて軽減判定する（H24の改正で恒久化）。

## 3 軽減後にかかる世帯数及び影響見込み額

改正後の軽減対象世帯数

（単位：世帯）

	5割軽減	2割軽減	合計	全体世帯数	割合（%）
令和5年度	3,051	2,725	5,776	20,684	27.9
令和6年度（見込）	3,136	2,750	5,886	20,684	28.5
差異	85	25	110	0	0.6

※令和6年1月更正データにより算出

改正後の影響見込み額

（単位：円）

	現行	改正後	影響額
5割軽減	83,946,200	91,713,600	7,767,400
2割軽減	30,537,360	32,602,240	2,064,880
合計	114,483,560	124,315,840	9,832,280

※令和6年1月更正データにより算出